

証券コード 7211  
三菱自動車工業株式会社

# 第50回定時株主総会 招集ご通知

日時：2019年6月21日（金曜日）午前10時  
場所：東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間



## 目次

第50回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案  剰余金の処分の件	6
第2号議案  定款一部変更の件	7
第3号議案  取締役15名選任の件	16
(添付書類)	
事業報告	30
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告	49
第50回定時株主総会会場ご案内略図	裏表紙
<u>会場が前回と異なっておりますので間違えないようご注意ください。</u>	

# 株主各位

(証券コード 7211)  
2019年6月3日

東京都港区芝浦三丁目1番21号  
**三菱自動車工業株式会社**  
取締役会長 CEO 益子 修

## 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、「議決権行使のご案内」（3、4ページ）に記載のとおり、書面又はインターネットによって議決権を行使いただくことができます。後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時45分までに到着するように議決権行使書をご送付いただくか、同日時までに議決権行使サイトにご入力いただくことにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1 日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区芝公園三丁目3番1号 <b>東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間</b> <u>（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。）</u>
3 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役15名選任の件
4 議決権行使のご案内	3、4ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

### <インターネット開示に関する事項>

- ◎株主総会参考書類の記載事項、事業報告、連結計算書類及び計算書類に、修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎以下の書類につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象には、本招集ご通知の添付書類のほか、当社ウェブサイトに掲載した以下の書類も含まれております。
  - ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

当社ウェブサイト (<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/stockinfo/meeting.html>)

### <インターネット中継>

- ◎株主総会の模様は、株主総会当日午前10時より、インターネットでライブ中継いたします。当社視聴用ウェブサイトアクセスしてご視聴ください。
  - ※ライブ中継は、株主様からの質疑応答の直前までとなります。
  - ※会場後方からの撮影といたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。
- ◎インターネット中継終了後も、株主総会から約1か月間は、株主総会の模様を録画映像にてご覧いただけます。当社視聴用ウェブサイトアクセスしてご視聴ください。

当社視聴用ウェブサイト (<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/streaming/>)

### <株主懇談会についてのご案内>

- ◎本年は株主懇談会は開催いたしませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会にご出席される場合

---



- ◎同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として権利行使を委任のうえ、代理権を証明する書面をご提出ください。

**日時** 2019年6月21日(金曜日) 午前10時

**場所** 東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間

## 郵送で議決権を行使される場合

---



- ◎同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご投函ください。なお、切手の貼付は不要です。
- ◎各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱います。

**行使期限** 2019年6月20日(木曜日) 午後5時45分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



次ページの案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2019年6月20日(木曜日) 午後5時45分まで

## 同一の議案につき、重複して議決権を行使した場合の取り扱い

---

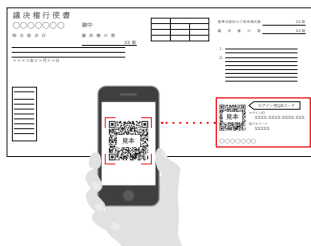
- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使した場合は、インターネットによる議決権行使を有効とします。
- (2) 上記(1)の場合を除き、重複して議決権行使をした場合は、最後に行われた議決権行使を有効とします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

- ◎機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
- ◎議決権行使ウェブサイトは、午前2時から午前5時までではご利用いただけません。

# 株主総会質疑応答についてのご案内

## 事前質問の受け付け

- ・当社にご質問になりたい事項につきましては、当日お受けするご質問とは別に、事前質問書又はインターネットで事前にお受けいたします。
- ・事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当日のご質問とは別に株主総会で取り上げさせていただき予定ですが、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

### [1] 「事前質問書」にてご質問いただく場合（郵送）

同封の事前質問書に必要な事項をご記入のうえ、下記期限までに到着するようご投函ください。なお、切手の貼付は不要です。

**提出期限** 2019年6月18日（火曜日）午後5時到着分まで

### [2] インターネットにてご質問いただく場合（パソコン/スマートフォン）

以下のURLもしくはQRコードから専用サイトにアクセスいただき、必要事項をご入力ください。

事前質問サイトURL <https://www.net-research.jp/955364/>



事前質問サイト

**受付期限** 2019年6月18日（火曜日）午後5時まで

## 当日のご質問方法について

- ・当日ご質問を希望される方は、**議場にて挙手**をお願いいたします。議長より指名を受けた方にご質問いただきます。前回のご質問方法とは異なりますので、予めご了承ください。
- ・十分な審議を尽くしたと判断した場合には、質疑を打ち切らせていただく場合がございます。

## 【第50回定時株主総会】

# 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして考えております。自動車業界におきましては、技術革新や環境対応の一層の推進など、企業が持続的成長を果たすための資金需要が大きいことから、キャッシュ・フローと業績を総合的に考慮した上で、株主の皆様への成果配分を安定的に維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、通期業績の状況等を総合的に勘案した結果、直近の配当予想どおり、1株当たり10円の配当とさせていただきます。これにより、中間配当10円を含めました当期の配当は、1株当たり20円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金10円  
配当総額 14,883,130,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2019年6月24日

## 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレートガバナンスの更なる強化を図ることの一環として、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化及び危機管理の徹底を図るとともに、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現していくために、指名委員会等設置会社に移行することと致したいと存じます。これに伴い、各委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。執行役の責任免除に係る規定（定款変更案第33条）については、各監査役の同意を得ております。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の招集通知を発する期間の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等を行うものであります。
- なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものと致します。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 本社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 本会社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 本社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は<u>取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定</u>によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 本会社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p>



現行定款
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続及びその手数料並びに株主の権利行使に際しての手続については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条</p> <p>(1) 本社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前号にかかわらず必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 株主総会は取締役会の決議に基づいて開催するものとし、<u>取締役会長</u>が招集する。</p>

変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続及びその手数料並びに株主の権利行使に際しての手続については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条</p> <p>(1) 本社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前号にかかわらず必要あるときは、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定</u>によってあらかじめ公告して一定の日の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 株主総会は取締役会の決議に基づいて開催するものとし、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が招集する。</p>

現行定款	変更案
<p>(2) 株主総会においては、取締役会長又はあらかじめ取締役会で定めた者が議長となる。</p> <p>(3) 第1項又は第2項に定める者に事故があるときは、それぞれ、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(2) 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役又は執行役が議長となる。</p> <p>(3) 第1項又は第2項に定める者に事故があるときは、それぞれ、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれにあたる。</p>
<p>第13条～第16条（条文省略）</p>	<p>第13条～第16条（現行どおり）</p>
<p>第4章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u></p>	<p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p>
<p>第17条～第19条（条文省略）</p>	<p>第17条～第19条（現行どおり）</p>
<p>（<u>代表取締役、取締役会長</u>）</p>	<p>（<u>取締役会長</u>）</p>
<p>第20条</p>	<p>第20条 <u>取締役会はその決議によって、取締役会長を選定することができる。</u></p>
<p>(1) <u>本社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(2) <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(3) <u>取締役会はその決議によって、取締役会長を選定する。</u></p>	
<p>（<u>取締役会の招集</u>）</p>	<p>（<u>取締役会の招集</u>）</p>
<p>第21条</p>	<p>第21条</p>
<p>(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</p>	<p>(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときはあらかじめ定めた他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は各取締役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</p>

現行定款
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 本社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会によって定める。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第27条</p> <p>(1) 取締役会はその決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</p> <p>(2) 取締役会はその決議によって、執行役員の中から社長及び最高経営責任者（CEO）その他の役付執行役員を定めることができる。</p>

変更案
<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 本社は議決に加わることができ<u>る</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は報酬委員会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第28条 本社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第29条 監査役は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第30条</u></p>	
<p><u>(1) 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第32条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役会の議事は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数により決する。</u></p>	

現行定款
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p>
<p>(監査役報酬等)</p> <p>第35条 監査役報酬等は株主総会によって定める。</p>
<p>(監査役責任の免除)</p> <p>第36条</p> <p>(1) 本会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(2) 本会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
(新設)
(新設)

変更案
(削除)
(削除)
(削除)
第5章 委員会
(指名委員会等の設置)
第27条 本会社は指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(委員会)</u>  第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</p>
(新設)	<p>第6章 執行役</p>
(新設)	<p><u>(執行役の設置)</u>  第29条 本会社は執行役を置く。</p>
(新設)	<p><u>(執行役の選任)</u>  第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>
(新設)	<p><u>(執行役の任期)</u>  第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。</p>
(新設)	<p><u>(代表執行役及び役付執行役)</u>  第32条  (1) 取締役会はその決議によって、代表執行役を選定する。  (2) 取締役会はその決議によって、役付執行役を定めることができる。</p>
(新設)	<p><u>(執行役の責任免除)</u>  第33条 本会社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

## 現行定款

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 本社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条

(1) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 会計監査人は、前号の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第41条 本社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 変更案

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 本社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条

(1) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 会計監査人は、前号の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査委員会の同意を得て定める。

## 第8章 計算

(事業年度)

第38条 本社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

現行定款	変更案
<p>(期末配当金)</p> <p>第42条 本社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第43条 本社は取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第44条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第39条 本社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第40条 本社は取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第41条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>本会社は、取締役会の決議によって、第50回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>




## 第3号議案

## 取締役15名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役8名及び監査役5名の全員が、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い取締役15名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席回数 (2018年度)	在任期間 (本総会終結時)
1	益 子 修 <small>おさむ</small> <b>再任</b>	取締役会長CEO (社内取締役)	13/13回	15年
2	加 藤 隆 雄 <small>たか おお</small> <b>新任</b>	MMKI 取締役社長	-	-
3	白 地 浩 三 <small>しら じ こう せう</small> <b>新任</b>	監査役 (社内監査役)	13/13回	1年
4	宮 永 俊 一 <small>みや なが しゅん いち</small> <b>再任</b> 社外	取締役 (社外取締役)	12/13回	5年
5	小 林 健 <b>再任</b> 社外	取締役 (社外取締役)	13/13回	3年
6	川 口 均 <small>かわ ぐち ひとし</small> <b>再任</b> 社外	取締役 (社外取締役)	12/13回	2年 6ヶ月
7	軽 部 博 <small>かる べ ひろし</small> <b>再任</b> 社外	取締役 (社外取締役)	12/13回	2年 6ヶ月
8	江 上 節 子 <small>え がみ せつ こ</small> <b>再任</b> 社外 独立	取締役 (社外取締役)	9/10回	1年
9	幸 田 真 音 <small>こう だ ま いん</small> <b>再任</b> 社外 独立	取締役 (社外取締役)	10/10回	1年
10	竹 岡 八 重 子 <small>たけ おか や え こ</small> <b>新任</b> 社外 独立	監査役 (社外監査役)	12/13回	4年
11	大 庭 四 志 次 <small>おお ば よ し つく</small> <b>新任</b> 社外 独立	監査役 (社外監査役)	13/13回	3年
12	佐 々 江 賢 一 郎 <small>さ さ え けん いち ろう</small> <b>新任</b> 社外 独立	-	-	-
13	園 潔 <small>その きよし</small> <b>新任</b> 社外	-	-	-
14	坂 本 秀 行 <small>さか もと ひで ゆき</small> <b>新任</b> 社外	-	-	-
15	宮 川 美 津 子 <small>みや がわ み つつ こ</small> <b>新任</b> 社外 独立	-	-	-

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
1	 <p> <b>益子 修</b>  <small>ますこ おさむ</small>            (1949年2月19日生)            取締役在任年数：15年            2018年度取締役会出席回数            13回/13回開催  <b>再任</b> </p>	1972年4月 三菱商事株式会社入社 2003年4月 同社執行役員、自動車事業本部長 2004年6月 当社常務取締役 海外事業統括部門担当 2005年1月 当社取締役社長 企業倫理担当役員 2007年10月 当社取締役社長 2014年6月 当社取締役会長 兼 CEO 2016年6月 当社取締役会長 兼 取締役社長 CEO 2016年12月 当社取締役社長 CEO 2017年6月 当社取締役 CEO 2018年12月 当社取締役会長 兼 CEO (現在に至る)	24,042株
<b>【選任理由】</b> 長年にわたり当社経営を担ってきた実績があり、また、経営全般における豊富な見識や業務経験を有していることから、当社重要事項の決定及び経営執行に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
2	 <p> <b>加藤 隆雄</b>  <small>かとう たかお</small>            (1962年2月21日生)  <b>新任</b> </p>	1984年4月 当社入社 2002年4月 乗用車生産統括本部 乗用車生産本部ボデー生産技術部マネージャー 2003年4月 名古屋製作所工作部ボデー課 課長 2007年4月 名古屋製作所工作部 次長 2008年8月 名古屋製作所工作部 エキスパート 2009年4月 ロシア組立事業推進室 エキスパート 2010年4月 ロシア組立事業推進室 上級エキスパート 2010年5月 PCMA RUS 出向 2014年4月 名古屋製作所 副所長 2015年4月 PT Mitsubishi Motors Krama Yudha Indonesia 取締役社長 (現在に至る)	1,085株
<b>【選任理由】</b> 当社最大規模の海外生産拠点であるインドネシアの子会社 (PT Mitsubishi Motors Krama Yudha Indonesia) の取締役社長としての実績があり、また、それ以外にも長く当社業務に従事し、グローバルな経営や製造分野における豊富な見識や業務経験を有していることから、当社重要事項の決定及び経営執行に重要な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としました。			


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
3	 <p><b>白地 浩三</b>  <small>しらじ こうそ</small>                      (1959年4月22日生)                      監査役在任年数：1年                      2018年度取締役会出席回数                      13回/13回開催                      2018年度監査役会出席回数                      10回/10回開催  <b>新任</b></p>	1977年4月 三菱商事株式会社入社 2009年4月 同社執行役員、自動車事業本部長 2013年4月 同社常務執行役員、機械グループCEO 2016年4月 当社常務執行役員 社長補佐 2016年6月 当社取締役 副社長執行役員（海外事業、グローバル・アフターセールス担当） 2017年1月 当社取締役 副社長執行役員（海外事業、グローバル・アフターセールス担当）CPO 2018年4月 当社取締役 CEO補佐 2018年6月 当社監査役（現在に至る）	5,374株
<p><b>【選任理由】</b>                      当社での経験のみならず、グローバルな取引を展開する総合会社において長年にわたり自動車事業に携わってきた実績と豊富な経験及び見識を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
4	 <p><b>宮永 俊一</b>  <small>みやなが しゅんいち</small>                      (1948年4月27日生)                      取締役在任年数：5年                      2018年度取締役会出席回数                      12回/13回開催  <b>再任</b>  <b>社外取締役</b></p>	1972年4月 三菱重工業株式会社入社 2008年6月 同社取締役、常務執行役員 2011年4月 同社取締役、副社長執行役員 2013年4月 同社取締役社長 2014年4月 同社取締役社長、CEO 2014年6月 当社取締役（現在に至る） 2019年4月 三菱重工業株式会社 取締役会長（現在に至る） <重要な兼職状況> 三菱重工業株式会社 取締役会長 三菱商事株式会社 社外取締役（2019年6月就任予定）	7,481株
<p><b>【選任理由】</b>                      世界各地で事業を展開するメーカーにおいて企業経営に長年携わり豊富な経験と実績、高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
5	 <p>こばやし けん <b>小林 健</b> (1949年2月14日生) 取締役在任年数：3年 2018年度取締役会出席回数 13回/13回開催</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p>	<p>1971年7月 三菱商事株式会社入社 2003年4月 同社執行役員 シンガポール支店長 2004年6月 同社執行役員 プラントプロジェクト本部長 2006年4月 同社執行役員 船舶・交通・宇宙航空事業本部長 2007年4月 同社常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 2007年6月 同社取締役 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 2008年6月 同社常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 2010年4月 同社副社長執行役員 社長補佐 2010年6月 同社取締役 社長 2016年4月 同社取締役会長（現在に至る） 2016年6月 当社取締役（現在に至る）</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt; 三菱商事株式会社取締役会長 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役 三菱重工業株式会社 社外取締役</p>	3,243株
<p><b>【選任理由】</b> グローバルな取引を展開する総合商社における経営者としての豊富な経験と実績、グローバルな事業経営に関する高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
6	 <p>かわくち ひとし <b>川口 均</b> (1953年8月23日生) 取締役在任年数：2年6ヶ月 2018年度取締役会出席回数 12回/13回開催</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p>	<p>1976年4月 日産自動車株式会社入社 2005年4月 同社専務執行役員 人事、ダイバーシティディベロップメントオフィス 担当 2009年4月 同社専務執行役員 渉外、知的資産管理 担当 2016年4月 同社専務執行役員、 チーフサステナビリティオフィサー グローバル渉外、日本広報 コーポレートサービス 統括部、CSR 担当 2016年12月 当社取締役（現在に至る） 2019年5月 日産自動車株式会社 副社長（現在に至る）</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt; 日産自動車株式会社 副社長、チーフサステナビリティオフィサー</p>	3,629株
<p><b>【選任理由】</b> 自動車事業における豊富な見識及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
7	 <p>かる べ ひろし <b>軽部 博</b> (1956年4月23日生)</p> <p>取締役在任年数：2年6ヶ月 2018年度取締役会出席回数 12回/13回開催</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p>	<p>1980年4月 日産自動車株式会社入社 2010年4月 同社常務執行役員 グローバルコントローラー、経理部、グローバル資産管理部 担当 2016年12月 当社取締役（現在に至る） 2018年4月 日産自動車株式会社 専務執行役員 グローバルコントローラー、会計、グローバル資産管理 2018年5月 同社 最高財務責任者（現在に至る）</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt; 日産自動車株式会社 最高財務責任者</p>	3,629株
<p><b>【選任理由】</b> 自動車事業における豊富な見識及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
8	 <p>え がみ せつ こ <b>江上 節子</b> (戸籍上の氏名 楠本 節子) (1950年7月16日生)</p> <p>取締役在任年数：1年 2018年度取締役会出席回数 9回/10回開催</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1983年4月 株式会社日本リクルートセンター（現 株式会社リクルート）「とらばーゆ」編集長 2001年12月 東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研究所長 2006年4月 早稲田大学大学院公共経営研究科客員教授 2006年11月 政府税制調査会委員 2007年6月 大正製薬株式会社社外監査役 2009年4月 武蔵大学大学院人文科学研究科教授（現在に至る） 同大学社会学部教授（現在に至る） 2011年6月 郵船ロジスティクス株式会社社外監査役 2012年4月 武蔵大学社会学部長 2015年6月 三菱地所株式会社社外取締役（現在に至る） 2018年6月 当社取締役（現在に至る）</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt; 武蔵大学大学院人文科学研究科 教授 武蔵大学社会学部 教授 三菱地所株式会社 社外取締役</p>	1,277株
<p><b>【選任理由】</b> 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、企業戦略、マーケティング戦略及び人材育成等における豊富な見識及び経験を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
9	 <p style="text-align: center;"> <small>こう だ ま いん</small>  <b>幸田 真音</b>  <small>(戸籍上の氏名 澤 登久子)</small>  <small>(1951年4月25日生)</small>            取締役在任年数：1年            2018年度取締役会出席回数            10回/10回開催  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外取締役</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立役員</div> </p>	<p>1995年 9 月 作家として独立（現在に至る）            2003年 1 月 財務省財政制度等審議会委員            2004年 4 月 滋賀大学経済学部客員教授            2005年 3 月 国土交通省交通政策審議会委員            2006年11月 政府税制調査会委員            2010年 6 月 日本放送協会経営委員            2012年 6 月 日本たばこ産業株式会社社外取締役（現在に至る）            2013年 6 月 株式会社LIXILグループ社外取締役（現在に至る）            2016年 6 月 株式会社日本取引所グループ社外取締役（現在に至る）            2018年 6 月 当社取締役（現在に至る）</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt;            作家            日本たばこ産業株式会社 社外取締役            株式会社LIXILグループ社外取締役（2019年6月退任予定）            株式会社日本取引所グループ社外取締役</p>	1,277株
<p><b>【選任理由】</b>            社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、国際金融に関する高い見識に加え、作家としての深い洞察力と客観的な視点を備え、財務省や国土交通省の審議会委員を歴任された経験から豊富な見識及び経験を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
10	 <p>たけおか やえこ <b>竹岡 八重子</b> (1957年5月10日生) 監査役に在任年数：4年 2018年度取締役会出席回数 12回/13回開催 2018年度監査役会出席回数 14回/14回開催 <b>新任</b> <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p>	<p>1985年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 2003年10月 公益財団法人日弁連法務研究財団研究部会長 2005年1月 総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会委員 2006年3月 中小企業政策審議会委員 2007年1月 光和総合法律事務所入所（現在に至る） 2008年4月 国立大学法人電気通信大学経営協議会委員（現在に至る） 2011年3月 産業構造審議会委員 2014年12月 内閣府戦略的イノベーション創造プログラム革新的構造材料知財委員会委員 2015年6月 当社監査役（現在に至る） 2019年3月 AGC株式会社 社外監査役（現在に至る）</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt; 光和総合法律事務所 弁護士 AGC株式会社 社外監査役</p>	6,361株
<p><b>【選任理由】</b> 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、当社での監査役としての経験に加え、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な専門知識と高い見識を当社の経営に活かすことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
11	 <p>お お ぼ よ し つ ぐ <b>大庭 四志次</b> (1953年10月7日生) 監査役在任年数：3年 2018年度取締役会出席回数 13回/13回開催 2018年度監査役会出席回数 14回/14回開催 <b>新任</b> <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p>	<p>1975年11月 等松・青木監査法人入所 1982年 9 月 公認会計士登録 1990年 6 月 監査法人トーマツ パートナー 2007年10月 同法人リスク管理室長 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ 品質管理本部長 2016年 6 月 当社監査役（現在に至る） 2017年10月 アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員（現在に至る）</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt; アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員</p>	4,812株
<p><b>【選任理由】</b> 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、当社での監査役としての経験に加え、会計士として長年にわたり活躍され、会計監査の専門家としての豊富な知識と高い見識を有しており、妥当性及び適正性の見地から適切な提言を頂くことを期待し、社外取締役候補者となりました。</p>			



候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
12	 <p>佐々江賢一郎 (1951年9月25日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p>社外取締役 独立役員</p>	<p>1974年4月 外務省入省                  2000年4月 内閣総理大臣秘書官                  2001年4月 総合外交政策局審議官                  2002年3月 外務省経済局長                  2005年1月 同省アジア大洋州局長                  2008年1月 外務審議官                  2010年8月 外務事務次官                  2012年9月 特命全権大使 アメリカ合衆国駐節                  2018年4月 外務省顧問(現在に至る)                  2018年6月 公益財団法人日本国際問題研究所 理事長兼所長(現在に至る)                  2018年8月 株式会社ホテルオークラ 社外取締役(現在に至る)</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt;                  公益財団法人日本国際問題研究所 理事長兼所長                  外務省顧問                  株式会社ホテルオークラ 社外取締役                  セーレン株式会社 社外取締役(2019年6月就任予定)</p>	- 株
<p><b>【選任理由】</b>                  社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、外務省において要職を歴任し、外交官としての広範な国際感覚と豊富な見識及び経験を有しており、これらを当社の経営に活かすことが期待できるため、社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
13	 <p>その きよし <b>園 潔</b> (1953年4月18日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p>	<p>1976年 4 月 株式会社三和銀行入社  2004年 5 月 株式会社UFJ銀行取締役執行役員  2006年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員  2006年 5 月 同行常務執行役員  2010年 5 月 同行専務執行役員  2012年 5 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員  2012年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取  2014年 5 月 同行取締役副会長  2014年 6 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長  2014年 6 月 三菱UFJニコス株式会社 社外取締役(現在に至る)  2015年 6 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役代表執行役会長  2017年 6 月 南海電気鉄道株式会社 社外取締役(現在に至る)  2017年 6 月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副会長執行役員  2018年 4 月 株式会社三菱UFJ銀行取締役副会長執行役員  2019年 4 月 同行取締役会長(現在に至る)  株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役執行役常務(現在に至る)</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt;  株式会社三菱UFJ銀行 取締役会長  株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役常務  三菱UFJニコス株式会社 社外取締役  南海電気鉄道株式会社 社外取締役</p>	- 株
<p><b>【選任理由】</b>  国際的な金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、その経験・見識を当社の経営に活かすことが期待できるため、社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
14	 <p>さかもと ひでゆき <b>坂本 秀行</b> (1956年4月15日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p>	<p>1980年4月 日産自動車株式会社入社</p> <p>2008年4月 同社執行役員Nissan PV第一製品開発本部 担当</p> <p>2009年5月 同社執行役員 共通プラットフォーム&amp;コンポーネンツアライアンス担当</p> <p>2012年4月 同社常務執行役員 生産技術本部 担当</p> <p>2014年4月 同社副社長 製品開発 担当</p> <p>2014年6月 株式会社日産オートモーティブテクノロジー 取締役会長</p> <p>2014年6月 日産自動車株式会社 取締役兼副社長 製品開発 担当</p> <p>2018年1月 同社取締役兼副社長 生産事業 担当 (現在に至る)</p> <p>2018年6月 日産自動車九州株式会社 取締役会長(現在に至る)</p> <p>2018年8月 愛知機械工業株式会社 取締役会長 (現在に至る)</p> <p>2018年9月 ジャトコ株式会社 取締役会長 (現在に至る)</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt;</p> <p>日産自動車株式会社 取締役兼副社長 (2019年6月取締役退任予定)</p> <p>ジャトコ株式会社 取締役会長</p> <p>愛知機械工業株式会社 取締役会長</p> <p>日産自動車九州株式会社 取締役会長</p>	- 株
<p><b>【選任理由】</b></p> <p>自動車事業における豊富な見識及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
15	 <p>みやがわ みつこ <b>宮川 美津子</b> (戸籍上の氏名 田中美津子) (1960年2月13日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1986年4月 第一東京弁護士会登録 西村真田法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 入所</p> <p>1990年10月 TMI総合法律事務所入所 (現在に至る)</p> <p>1994年3月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得</p> <p>2005年4月 慶應義塾大学法科大学院講師 (現在に至る)</p> <p>2008年6月 エステー株式会社 社外取締役</p> <p>2012年4月 ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社 監査役</p> <p>2015年6月 エステー株式会社 社外取締役 (現在に至る)</p> <p>2016年6月 パナソニック株式会社 社外監査役 (現在に至る)</p> <p>&lt;重要な兼職状況&gt;</p> <p>TMI総合法律事務所 弁護士</p> <p>慶應義塾大学法科大学院講師</p> <p>エステー株式会社 社外取締役</p> <p>パナソニック株式会社 社外監査役</p>	- 株
<p><b>【選任理由】</b></p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な専門知識と高い見識を当社の経営に活かすことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社と宮永俊一氏、小林健氏、川口均氏、軽部博氏、江上節子氏、幸田真音氏、竹岡八重子氏及び大庭四志次氏との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、佐々江賢一郎氏、園潔氏、坂本秀行氏及び宮川美津子氏の選任が承認された場合は、各氏との間で会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 宮永俊一氏、小林健氏、川口均氏、軽部博氏、江上節子氏及び幸田真音氏が選任された2018年6月22日開催の定時株主総会以降、当社は、同年5月に判明した当社岡崎製作所の一部の外国人技能実習生に対して外国人技能実習機構から認定を受けた技能実習計画に従った技能実習を行わせていなかった不正行為について、2019年1月に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、技能実習計画の認定取消し及び改善命令を受けました。宮永俊一氏、小林健氏、川口均氏及び軽部博氏は、同不正行為の事実を事前には認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、社内改革の実現に向け法令遵守などの視点に立った提言を行っております。同不正行為の事実が判明した後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
- また、江上節子氏及び幸田真音氏は、同不正行為が行われていた時点では当社の取締役の地位にありませんでしたが、取締役就任後は、取締役会等において、社内改革の実現に向け法令遵守などの視点に立った提言を行っており、その職責を果たしております。
5. 江上節子氏が社外監査役として在任していた郵船ロジスティクス株式会社は、2015年7月に輸入鮮魚の通関業務において不適切な申告を行っていたとして、2017年1月に関税法及び同年3月に通関業務法上の行政処分を受けました。同氏は、同申告の事実を事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会及び監査役会等において、法令遵守などの視点に立った提言を行っております。同申告の事実が判明した後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止等の実施等に関して指示するなど、その職責を果たしております。
6. 園潔氏が取締役として在任している株式会社三菱UFJ銀行は、2014年11月にニューヨーク州金融サービス局との間で合意した事案に関して、英国健全性監督機構への報告が遅れる等適切性を欠いていたことにつき、同機構との間で17,850千英ポンドの支払に合意しました。また、同社は、米国通貨監督庁との間で、米国の銀行秘密法に基づくマネーロンダリング防止に関する内部管理態勢等が不十分であるとの同庁からの指摘に関し、改善措置等を講じることで合意しました。
7. 坂本秀行氏が取締役として在任している日産自動車株式会社では、2017年9月から11月にかけて、同社国内車両製造工場において、完成検査（全数検査）に係る不適切な取扱いがなされている事実が発覚いたしました。この事実に関し、同社は、2018年3月26日に、国土交通省より業務改善指示を受けています。また、上記事実に加え、同社では、同年7月から12月にかけて、同社国内車両製造工場において、完成検査（排出ガス測定及び精密抜取測定並びに全数検査）において、不適切な取扱いがなされている事実が発覚しました。これらの事実に関し、同社は、同年12月19日に、国土交通省より業務改善指導を受けています。同社は、同年12月10日及び2019年1月11日、カルロス ゴーン元取締役会長及びグレッグ ケリー元代表取締役が金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出罪）により起訴されたことに伴い、会社としても起訴されました。加えて、カルロス ゴーン元取締役会長は、同日及び4月22日に、会社法違反（特別背任罪）により起訴されております。なお、これらはいずれも司法手続継続中であります。
8. 小林健氏は、現に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である三菱商事株式会社の取締役であり、また過去5年間に同社の取締役でした。
9. 川口均氏は、現に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である日産自動車株式会社の副社長であり、過去5年間に同社の専務執行役員でした。また、同氏は、過去2年間において同社の専務執行役員としての報酬を受け、今後は副社長として報酬を受ける予定であります。
10. 軽部博氏は、現に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である日産自動車株式会社の最高財務責任者であり、過去4年間に同社の常務執行役員及び専務執行役員、過去1年間に同社の最高財務責任者でした。また、同氏は、過去2年間において同社の常務執行役員、専務執行役員及び最高財務責任者として報酬を受けていました。今後も最高財務責任者として報酬を受ける予定であります。

11. 坂本秀行氏は、現に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である日産自動車株式会社の取締役兼副社長であり、また過去5年間に同社の取締役兼副社長でした。同氏は、過去2年間に於いて同社の取締役兼副社長としての報酬を受けており、取締役を退任する予定である2019年6月以降は、副社長として報酬を受ける予定であります。また、同氏は当社の特定関係事業者（当社の関連会社）であるジヤトコ株式会社の取締役会長であり、また過去5年間に同社の取締役会長でした。さらに、同氏は過去5年間に当社の特定関係事業者（当社の関連会社）である株式会社NMKVの取締役でした。
12. 本議案が承認された場合、各委員会の構成を次の通りとする予定であります。  
指名委員会：幸田真音氏（委員長）、小林健氏、川口均氏、佐々江賢一郎氏、益子修  
報酬委員会：宮永俊一氏（委員長）、軽部博氏、江上節子氏、幸田真音氏、加藤隆雄  
監査委員会：竹岡八重子氏（委員長）、大庭四志次氏、園潔氏、宮川美津子氏、白地浩三

## 社外取締役の独立性判断基準

当該社外取締役が次のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であること。

- 1 当社主要株主※1の業務執行者
- 2 当社の主要取引先※2若しくは当社を主要取引先とする会社又はそれらの親会社若しくは子会社の業務執行者
- 3 当社の主要な借入先※3又はそれらの親会社若しくは子会社の業務執行者
- 4 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- 5 当社から、役員報酬以外に多額※4の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ているのが、法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属している者）
- 6 当社の役員相互就任先の業務執行者
- 7 当社から多額※4の寄付又は助成を受けている団体の業務執行者
- 8 過去3年以内で、1～7のいずれかに該当していた者
- 9 現在、近親者（2親等以内）が1～7のいずれかに該当する者
- 10 社外取締役としての在任期間が通算8年間を超える者
- 11 その他の事情を実質的又は総合的に勘案して、当社との関係性が強いと見られる可能性がある者

※1 主要株主 : 10%以上の議決権を有する者。

※2 主要取引先 : 当社の取引先であってその年間取引金額が直近事業年度の当社の連結売上高又は相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超える取引先。

※3 主要な借入先 : 当社が借入を行っている金融機関であって、その借入額が直近事業年度末の連結総資産の2%を超える借入先。

※4 多額 : 当社から收受している対価が年間1,000万円以上。

以上

## 添付書類

# 事業報告

 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループの当事業年度の連結業績は、以下のとおりであります。

販売台数（小売）は、全地域で前年を上回り、前事業年度に比べ143千台（13%）増加し、1,244千台となりました。主力のアセアン地域では、インドネシアの「エクスパンダー」や、タイを中心としたピックアップトラック新型「トライトン」の販売がそれぞれ好調で、前事業年度に比べて17%増の318千台となりました。インドネシアでは生産能力増強に伴い、「エクスパンダー」の輸出を拡大しています。欧州では、「エクリプス クロス」や「アウトランダーPHEV」が、ロシア他地域では「アウトランダー」が好調を維持しており、ロシア他地域を含む欧州全体で前事業年度に比べて25%増の236千台となりました。中国では、現地生産の「アウトランダー」の販売が好調で、前事業年度に比べて4%増の162千台となりました。なお、中国にて「エクリプス クロス」の現地生産・販売を開始しました。日本では、「エクリプス クロス」の新車効果に加え、商品力が大幅に向上した「アウトランダーPHEV」の販売増加もあり、前事業年度に比べ7千台（7%）増加し、104千台となりました。北米では、「エクリプス クロス」及び「アウトランダーPHEV」の販売が増加したことにより、前事業年度に比べ17千台（11%）増加し、173千台となりました。その他地域では、オーストラリアでの販売が伸びたことなどから、前事業年度に比べ19千台（8%）増加し、250千台となりました。

連結売上高は、前事業年度に比べ3,222億円（14%）増加し、2兆5,145億円となりました。連結営業利益は、前事業年度に比べ136億円（13%）増加し、1,118億円となりました。連結経常利益は、前事業年度に比べ97億円（8%）増加し、1,198億円となりました。連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）は、前事業年度に比べ252億円（23%）増加し、1,328億円となりました。

当社グループが当事業年度において実施した主な施策は次のとおりであります。

#### <概況>

当事業年度は、3ヵ年の中期経営計画「DRIVE FOR GROWTH」の2年目として、利益ある持続的成長への基盤作りを目指し、「燃費不正問題で傷ついた信頼の回復」、「業績をV字回復軌道にのせること」、「新車立ち上げの成功」の3つの重点目標を掲げ、これらに取り組んでまいりました。

まず、信頼回復のための取り組みとしては、燃費不正問題の再発防止策31項目の効果確認を行っております。今後も継続的に効果検証を行い、必要な改善策を講じ、確実な再発防止を図る所存です。なお、効果確認の状況は四半期毎に国土交通省に報告しております。また、2018年3月に開設した社員研修施設「過ちに学ぶ研修室」は、2000年以降に燃費不正問題など過去に相次いだ安全や品質に関する当社の諸問題について改めて学び直し、教訓を得る場として、社員の意識を高め、記憶の風化を防いでいます。

次に、業績のV字回復及び新車立ち上げのための取り組みとして、当社の強みであるアセアンにおける競争力強化のための施策を重点的に行っております。2017年10月にインドネシアで販売を開始した「エクスパンダー」は、引き続き好調を維持しています。インドネシアだけにとどまらず、フィリピンやタイ、ベトナムに加え、中南米やアフリカの地域でも販売を開始し、グローバル販売台数は累計13万台を超えました。また、2018年11月にタイで世界初披露した新型「トライトン」は、オフロードでの走破性を向上させた4WDシステム、先進の予防安全・運転支援技術の採用等の大幅な商品力向上に対し、各国から高い評価を得ています。タイに続いて、オーストラリアへも出荷を開始しており、アセアン各国や、中南米、中東、欧州へも順次展開する予定です。また、日本では、2019年2月に新型「デリカD:5」を、さらに、3月に軽自動車の新型「eKワゴン」「eKクロス」を発売しており、これらが今後当社の業績向上に貢献していきます。

当事業年度は、日本列島が記録的な豪雨や猛烈な台風、強い地震に見舞われました。なかでも平成30年7月豪雨では、当社の水島製作所が立地する倉敷市を中心に甚大な被害が発生し、当社においても一部社員やそのご家族、お取引先様が被災されました。しかしながら、被災されたサプライヤー様においては設備や金型を短期間で作り直し、被災前と同等の品質で部品供給を再開いただき、これにより当社の経営に対するインパクトは最小限に留められました。当社が多くのステークホルダーに支えていただいていることを改めて実感するとともに、感謝の気持ちを忘れずに、引き続き信頼回復と業績回復に努めてまいります。

さらに、日産自動車とのアライアンスの成果として、2018年10月に、関東地方における補修部品の倉庫・配送業務での協力に合意し、神奈川県相模原市に所在する日産自動車の自動車補修部品倉庫（相模原部品センター）や、同倉庫から関東地方に広がる配送ネットワークの共同利用を、順次開始しています。この取り組みは、アフターセールス機能の共同化の一環であり、これにより、スペースの有効利用や庫内作業及び配送業務の効率化によるシナジーを創出するとともに、共同配送によるコスト低減を見込んでいます。



以上の取り組みに加えて、当社は当事業年度、SDGsの重要性を改めて認識し、有識者へのヒアリングなどを行った上で、環境・社会・ガバナンス各分野のさまざまな課題から当社が取り組むべきCSR重要事項（マテリアリティ）15項目を特定しました。15項目のマテリアリティすべてに役員クラスの担当責任者を定めています。今後、経営環境の変化に対応し、モビリティの新たな可能性を追求するとともに、三菱自動車らしい事業活動を通じて持続可能な社会の創造に貢献すべく、覚悟と決意をもって取り組んでまいります。

前事業年度、当社はクルマづくりを始めて100周年という節目を迎え、10年ぶりの刷新となる新ブランドメッセージ“Drive your Ambition”を制定しました。クルマ社会は新たな変革期を迎えており、今までになかった、より安全で安心、かつ便利なクルマ社会が実現されようとしています。当社は、この新しい時代の到来に向けて、これまで培ってきた技術にさらに磨きを掛けるとともに、時代をリードする新しい価値を提供することで、豊かなクルマ社会を実現してまいります。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した当社グループの設備投資については、主に新商品・新技術の開発設備及び生産設備等への投資を実施した結果、投資総額は1,377億円となりました。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度の必要資金については、主に手元資金によってまかなわれておりますが、連結子会社において運転資金及び設備投資等のための借入れがあり、当社グループの当事業年度末の借入金の残高は、2,287億円となっております。

## (4) 対処すべき課題

見許の環境変化を踏まえた経営課題の認識と、次期中期経営計画の考え方は次のとおりです。

現在の当社を取り巻く事業環境は厳しさを増しています。為替のマイナス影響に加えて、厳しい環境規制やCASE（Connected（つながる）、Autonomous（自動運転）、Shared（共有）、Electric（電動化））と呼ばれる技術革新に対応する次世代車の研究開発のための投資が膨らんできているためです。先行投資による固定費負担の増加に、世界的な景気減速の逆風も重なり、自動車産業全体の収益が圧迫される状況に直面しているといえます。

一つ一つの車種の開発にかかるコストが増えていく状況下では、自ずと開発する車種を絞り込まざるを得ません。また、商品力強化には、研究開発に加え生産設備投資も必要ですが、当面はできる限り既存設備を活用し、規模拡大を見越した能力増強に走らないよう投資を厳選することで、固定費の増大を抑制していく必要もあります。言い換えれば、当社の規模で全方位の拡大戦略を取ることは現実的ではないということです。

この厳しい事業環境のなかで収益力を伴った健全で持続可能な成長軌道を確認するため、限られた経営資源を、当社が強みを持つ地域と、お客様から高い評価をいただくことのできる競争力のあるセグメントに集中的に投下することを当社の基本戦略とします。「拡大」や「成長」を追求するのではなく、「競争力強化」や「刷新」を優先し、規模は小さくとも収益力の光る存在になることを目指します。

規模の拡大を急ぎ過ぎず、投資とのバランスがとれた健全な成長軌道を目指していくことが、現時点で最良の選択であると確信しています。この考え方を表す「Small but Beautiful」を2020年度から始まる次次中期経営計画のコンセプトとして、収益力強化と持続的な成長の両立に向けた具体的な戦略の検討を進めています。2019年度は、この次次中期経営計画を見据えた早めの戦略修正を含めた「助走期間」として重要な役割を果たす年になると考えています。

本年3月に、当社は、アライアンス・パートナーであるルノー・日産自動車とともに、新たに「Alliance Operating Board」という会議体を設置しました。規模の小さい当社にとって、アライアンスの力を有効に活用することが重要な意味を持つことは明らかです。今後は、この「Alliance Operating Board」における3社協議を通じて、「WIN-WINの精神」に則り、相互の関係性を維持、発展させていくこととなります。

当社が掲げる企業ミッション「信頼される企業として誠実に活動します」を実践し、健全で持続可能な成長軌道を目指していく次次中期経営計画が株主の皆様及びお客様をはじめとしたステークホルダーから「信頼」をもって受け入れられるためには、その「信頼」の裏付けとなる充実したガバナンスの仕組みが不可欠です。

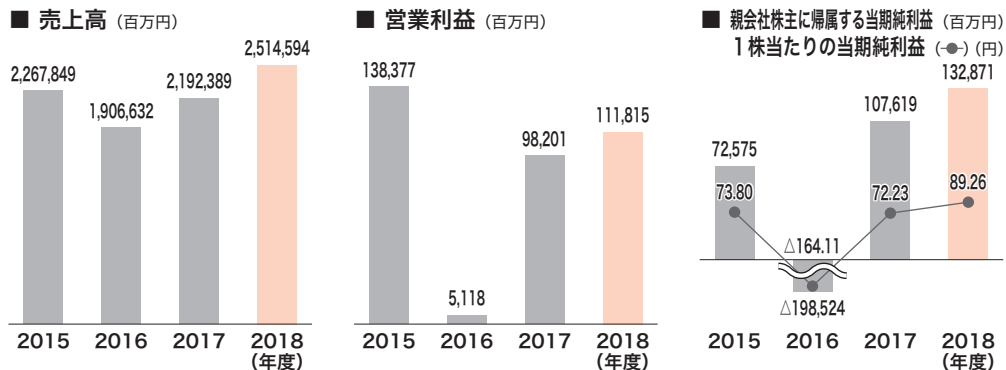
当事業年度においては、当社の前代表取締役会長のカルロス・ゴーン氏が、金融商品取引法違反及び会社法違反の容疑で逮捕され、この事態を受けてその後実施した内部調査の結果、当社と日産自動車が折半出資で設立したオランダ法人Nissan-Mitsubishi B.V.（“NMBV社”）からゴーン氏がManaging Director報酬名目で不正に金銭の支払いを受けていたことが判明しました。当社及びNMBV社以外の当社が関係する会社においては不正の疑いのある行為は発見されませんでした。当社としてはこのようなことが発生したことを重く受け止めております。

株主の皆様及びお客様をはじめとしたステークホルダーからの「信頼」をあらためて得るため、そして、健全で持続可能な成長のために、当社は、本年6月の定時株主総会での承認を得て、指名委員会等設置会社へ移行することといたしました。これにより、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性及び透明性確保に向けて一層の監督強化及び危機管理の徹底を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
売上高(百万円)	2,267,849	1,906,632	2,192,389	2,514,594
営業利益(百万円)	138,377	5,118	98,201	111,815
経常利益(百万円)	141,027	8,944	110,127	119,850
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	72,575	△198,524	107,619	132,871
1株当たりの当期純利益(円)	73.80	△164.11	72.23	89.26
純資産(百万円)	685,337	703,463	796,562	881,203
1株当たりの純資産(円)	682.45	463.37	524.12	585.75
総資産(百万円)	1,433,725	1,484,413	1,655,299	2,010,309

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は各事業年度中の平均発行済株式数から平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 1株当たりの純資産は各事業年度末の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。



## (6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
北海道三菱自動車販売株式会社	北海道	100百万円	100.00%	自動車の販売
東日本三菱自動車販売株式会社(注) 1	福島県	100百万円	100.00	自動車の販売
関東三菱自動車販売株式会社(注) 1	東京都	100百万円	100.00	自動車の販売
中部三菱自動車販売株式会社	愛知県	100百万円	100.00	自動車の販売
西日本三菱自動車販売株式会社	大阪府	100百万円	100.00	自動車の販売
三菱自動車ロジテクノ株式会社	神奈川県	436百万円	83.24	自動車の輸送・整備 自動車部品の販売
パジェロ製造株式会社	岐阜県	610百万円	100.00	自動車の製造
水菱プラスチック株式会社	岡山県	100百万円	100.00	自動車部品の製造
三菱自動車エンジニアリング株式会社	愛知県	350百万円	100.00	自動車の開発
MMCダイヤモンドファイナンス株式会社 (注) 2	東京都	3,000百万円	100.00	販売金融
ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	米国	398百万米ドル	100.00	自動車の販売
ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ	オランダ	107百万ユーロ	100.00	自動車の販売
ミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド	タイ	7,000百万バーツ	100.00	自動車の製造・販売
ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア	1,789百万豪ドル	100.00	自動車の販売
ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション(注) 3	フィリピン	1,640百万フィリピンペソ	100.00	自動車の製造・販売
ピーティー・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・インドネシア	インドネシア	2,200,000百万インドネシアルピア	51.00	自動車の製造

- (注) 1. 関東三菱自動車販売株式会社は、2019年4月1日付で東日本三菱自動車販売株式会社を吸収合併し、社名を「東日本三菱自動車販売株式会社」に変更いたしました。
2. MMCダイヤモンドファイナンス株式会社は、2018年4月2日付で完全子会社化いたしました。
3. ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーションは、2018年6月1日付で完全子会社化いたしました。

## (7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、自動車及びその部品の開発、製造、販売を主な事業としており、主要な商品は次のとおりであります。

### (i) SUV・ピックアップ

「RVR/アウトランダースポーツ/ASX」、「エクリプス クロス」、「アウトランダー」、「アウトランダーPHEV」、「トライトン/L200/L200スポーテロ/ストラダ」※、「パジェロ/モンテロ」、「パジェロスポーツ/モンテロスポーツ」※

### (ii) 乗用車・ミニバン

「アトラージュ/ミラージュG4」※、「デリカD：2」、「デリカD：3」、「デリカD：5」、「デリカバン」、「ミラージュ/スペーススター」、「ランサーカーゴ」、「エクスパンダー」※

### (iii) 軽自動車

「i-MiEV」、「eKスペース」、「eKワゴン」、「eKクロス」、「タウンボックス」、「ミニキャブトラック」、「ミニキャブバン」、「ミニキャブミーブ」

(注) 1. 「」内の名称は、全て同一車種の名称となります。また、下線のついた名称は、海外のみで使用されている名称です。

2. ※印のついた車種は、海外専用車種であります。

## (8) 主要な営業所及び工場等 (2019年3月31日現在)

### ① 当社

本 社	東京都 港区
技術センター	愛知県 岡崎市
EV技術センター	愛知県 岡崎市
京都研究所	京都府 京都市
十勝研究所	北海道 河東郡
岡崎製作所	愛知県 岡崎市
水島製作所	岡山県 倉敷市
京都製作所	
京都工場	京都府 京都市
滋賀工場	滋賀県 湖南市
デザインセンター	愛知県 岡崎市
東京デザイン	東京都 港区

### ② 子会社

「**1**(6)重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

## (9) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使用人数 31,314名

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、非連結子会社の使用人は含めておりません。
2. 使用人数には、臨時従業員(嘱託、パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は含めておりません。

**(10) 主要な借入先** (2019年3月31日現在)

当事業年度末時点における当社連結借入金の状況は以下のとおりとなっております。

## (連結借入金の状況)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	15,313百万円
株式会社みずほ銀行	10,875
株式会社三井住友銀行	9,500

(注) MMCダイヤモンドファイナンス株式会社が2018年4月2日付で連結子会社化したことにより、上記借入金が当社連結借入金となりました。

また、当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とした借入極度額150,000百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当事業年度末に終了し、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とした2019年4月1日発効の借入極度額150,000百万円のコミットメントライン契約を新たに締結しております。

## (コミットメントライン契約の状況)

銀行名	借入極度額
株式会社三菱UFJ銀行	60,000百万円
株式会社みずほ銀行	20,000
株式会社三井住友銀行	20,000
バンコック・バンク・パブリック・カンパニー・リミテッド	11,500
その他(15行)	38,500
合計	150,000

## 2 当社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,575,000,000株  
(2) 発行済株式総数 1,490,282,496株 (前事業年度末比 増減なし)  
(3) 株主数 257,179名 (前事業年度末比 12,343名減)  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日産自動車株式会社	506,620,577株	34.03%
MAI株式会社	160,329,338	10.77
三菱商事株式会社	137,682,876	9.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,258,300	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	31,879,100	2.14
三菱重工業株式会社	21,572,455	1.44
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	16,439,600	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	14,916,200	1.00
株式会社三菱UFJ銀行	14,877,512	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	14,520,700	0.97

(注) 上記の持株比率は、自己株式 (1,969,401株) を控除して計算しております。



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長 (代表取締役)	益 子 修	CEO
取締役 (社外取締役)	宮 永 俊 一	三菱重工業株式会社 取締役社長、CEO
取締役 (社外取締役)	小 林 健	三菱商事株式会社 取締役会長 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役 三菱重工業株式会社 社外取締役
取締役 (社外取締役)	川 口 均	日産自動車株式会社 専務執行役員、CSO
取締役 (社外取締役)	軽 部 博	日産自動車株式会社 最高財務責任者 (CFO)
取締役 (社外取締役)	江 上 節 子	武蔵大学大学院人文科学研究 教授 武蔵大学社会学部 教授 三菱地所株式会社 社外取締役
取締役 (社外取締役)	幸 田 真 音	作家 日本たばこ産業株式会社 社外取締役 株式会社LIXILグループ 社外取締役 株式会社日本取引所グループ 社外取締役
取締役	カルロス ゴーン	日産自動車株式会社 取締役 ルノー 取締役
監査役 (常勤)	白 地 浩 三	
監査役 (常勤)	中 村 義 和	
監査役 (社外監査役)	永 易 克 典	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問 新日鐵住金株式会社 社外監査役 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 三菱電機株式会社 社外取締役
監査役 (社外監査役)	竹 岡 八重子	光和総合法律事務所 弁護士 AGC株式会社 社外監査役
監査役 (社外監査役)	大 庭 四志次	アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員

- (注) 1. 監査役永易克典氏は、金融機関における長年の職務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役大庭四志次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役竹岡八重子氏は、2019年3月28日をもって、AGC株式会社の監査役に就任いたしました。
4. 取締役江上節子氏、幸田真音氏、監査役竹岡八重子氏及び大庭四志次氏については、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2019年4月1日以降、下記のとおり、一部の取締役の地位及び担当が変更になりました。

氏名	2019年4月1日以降の変更内容
宮 永 俊 一	三菱重工業株式会社 取締役会長 (2019年4月1日)
川 口 均	日産自動車株式会社 副社長 (2019年5月16日)
カルロス ゴーン	日産自動車株式会社 取締役 解任 (2019年4月8日)

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額 (2018年4月1日から2019年3月31日までの1年間)

区 分	基本報酬		業績連動報酬		ストックオプション	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (8)	307百万円 (90)	4名 (0)	193百万円 (0)	5名 (0)	249百万円 (0)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	101 (48)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	19	408	4	193	5	249

- (注) 1. 上記には、2018年6月22日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名(うち社外取締役2名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでいます。
2. 金銭報酬は基本報酬及び業績連動報酬で構成され、取締役の金銭報酬の限度額は年額20億円(うち社外取締役に2億円以内)であります。また、社外取締役を除く取締役への株式等関連報酬限度額は、年額10億円であります。(2016年12月14日開催の臨時株主総会決議)
3. 監査役の報酬限度額は月額10百万円であります。(2014年6月25日開催の第45回定時株主総会決議)
4. 業績連動型報酬は、2017年度業績に対する支払い金額であります。
5. スtockオプションの額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、カルロス ゴーン取締役は、割当済みのストックオプションについては、カルロス ゴーン取締役が本株主総会終結の時をもって任期満了となることに伴い消滅することになります。上記記載はかかる消滅前の支給人員及び支給額であり、消滅後は、支給人員は4名、支給額は121百万円であります。

### ②役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2016年12月14日開催の臨時株主総会決議以降、取締役の報酬等について、同株主総会において承認された考え方・金額の枠内で、その配分・金額の決定権限を取締役会長に一任してまいりました。

今般、役員報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性を確保するため、2018年12月17日に、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置いたしました。同委員会は、委員の過半数が社外取締役に構成され、社外取締役が委員長を務めています。同委員会においては、新たな報酬制度の策定に取り組んでおり、今後の事業の方向性を踏まえた取締役及び執行役員等の報酬に関する基本方針、水準、構成、業績連動報酬の仕組み等、報酬全般について審議を行い、審議の経過及び結果を取締役会に報告・答申しています。

本株主総会の決議により指名委員会等設置会社に移行した後は、さらなるコーポレートガバナンスの充実を目指し、報酬委員会のもとで報酬全般に関する審議を継続いたします。

当事業年度における取締役・監査役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針は、次の通りです。

#### (i) 取締役の報酬等

当社の取締役の報酬は、株主との価値共有をしながら企業価値の持続的な向上を図るとともに、社外や海外を含めて優秀な人材を確保することを目的として、基本報酬、業績連動報酬、株式等関連報酬から構成しております。報酬の水準及び構成割合は外部専門家による報酬調査の結果も参考にしながら、個々の役員会社の業績等に対する貢献に応じて決定されます。

基本報酬の額は、外部専門家による報酬調査の結果も参考にしながら、取締役会の決議により前述のとおり取締役会長に一任され、取締役会長が決定しました。

業績連動報酬に用いる指標は、業績目標として採用する連結営業利益、連結フリーキャッシュフローに加えて、お客様の視点も取り入れるべく品質管理目標を採用しています。

具体的には、連結営業利益については、目標値である連結営業利益1100億円を確実に達成するべく、より高い目標値として1150億円を業績連動報酬の指標として掲げ、業績連動報酬が支給される仕組みとしました。これに対して、当事業年度の連結営業利益の実績は1118億円となりました。また、連結フリーキャッシュフローについては、目標値300億円を指標として掲げ、達成度合に応じて業績連動報酬が変動する仕組みとし、これに対して実績は340億円となりました。品質管理目標については、車両販売後3ヵ月以内のワランティ修理入庫率を指標として掲げ、目標値を達成しました。当事業年度の業績連動報酬は、各指標の目標値に対する上記の達成度を踏まえて支給する予定です。

株式等関連報酬は、ストックオプションを付与しています。2017年、2018年に発行されたストックオプションについては、2016年12月14日開催の臨時株主総会決議の枠内で、ストックオプション発行時の取締役会決議のもとで、業績目標の達成度等に連動した割当数を取締役会決議に基づき取締役会長が決定しました。

#### (ii) 社外取締役の報酬等

業務執行から独立した立場で執行全般を監督するという役割を勘案し、業績連動加算及び個人業績反映による増減は行わず、基本報酬のみとしております。

#### (iii) 監査役の報酬等

監査役の個別報酬は、その枠内で、監査役の協議により決定しております。なお、監査役は独立した立場から経営の監視・監督機能を担うことから、基本報酬のみとしております。

2019年度における取締役（社外取締役を除く。）の報酬等については、基本報酬、業績連動報酬、株式等関連報酬（ストックオプション）により構成するという基本的な枠組みは踏襲したうえで、引き続き外部専門家による報酬調査の結果も参考にしながら、指名・報酬委員会において審議し、見直しを行いました。すなわち、基本報酬と業績連動報酬のバランスを見直したうえで、業績連動報酬に係る評価指標、業績目標値及び支給率の見直しを行いました。また、ストックオプションについて、十分な透明性・客観性を確保するため、ストックオプションと連動させる業績評価指標と、適切な標準額を改定・設定しました。なお、社外取締役及び監査役の報酬等については、当事業年度と同様の方針としております。

本株主総会のご承認により指名委員会等設置会社に移行した後の報酬制度については、報酬委員会のもとで審議を行い、抜本的な見直しを行う予定です。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 当社と重要な兼職先との関係 (2019年3月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職状況	当社との関係
取締役	宮 永 俊 一	三菱重工株式会社 取締役社長、CEO	自動車部品の購入等の取引があります。
	小 林 健	三菱商事株式会社 取締役会長	自動車の海外向け販売等の取引があります。
		日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役	特筆すべき関係はありません。
	川 口 均	三菱重工株式会社 社外取締役	自動車部品の購入等の取引があります。
		日産自動車株式会社 専務執行役員、CSO	自動車のOEM供給等の取引があります。
	軽 部 博	日産自動車株式会社 最高財務責任者 (CFO)	自動車のOEM供給等の取引があります。
	江 上 節 子	武蔵大学大学院人文科学研究科 教授	特筆すべき関係はありません。
		武蔵大学社会学部 教授	特筆すべき関係はありません。
		三菱地所株式会社 社外取締役	不動産賃借の取引があります。
	幸 田 真 音	作家	特筆すべき関係はありません。
日本たばこ産業株式会社 社外取締役		特筆すべき関係はありません。	
株式会社LIXILグループ 社外取締役		特筆すべき関係はありません。	
株式会社日本取引所グループ 社外取締役		特筆すべき関係はありません。	
監査役	永 易 克 典	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問	銀行取引があります。
		新日鐵住金株式会社 社外監査役	自動車用鋼板の購入等の取引があります。
	竹 岡 八 重 子	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役	特筆すべき関係はありません。
		キリンホールディングス株式会社 社外取締役	特筆すべき関係はありません。
		三菱電機株式会社 社外取締役	自動車部品の購入等の取引があります。
	大 庭 四 志 次	光和総合法律事務所 弁護士	特筆すべき関係はありません。
AGC株式会社 社外監査役		自動車部品の購入等の取引があります。	
	大 庭 四 志 次	アドバンス・レジデンス投資法人 監督役員	特筆すべき関係はありません。

## ② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	宮 永 俊 一	当事業年度開催の取締役会に13回開催のうち12回出席し、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	小 林 健	当事業年度開催の取締役会に13回開催のうち13回出席し、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	川 口 均	当事業年度開催の取締役会に13回開催のうち12回出席し、自動車事業における豊富な見識及び経験から発言を行っております。
	軽 部 博	当事業年度開催の取締役会に13回開催のうち12回出席し、自動車事業における豊富な見識及び経験から発言を行っております。
	江 上 節 子	2018年6月就任以降、当事業年度開催の取締役会に10回開催のうち9回出席し、企業戦略、マーケティング戦略及び人材育成等における豊富な見識から発言を行っております。
	幸 田 真 音	2018年6月就任以降、当事業年度開催の取締役会に10回開催のうち10回出席し、国際金融に関する高い見識に加え、作家としての深い洞察力と客観的な視点から発言を行っております。
監査役	永 易 克 典	当事業年度開催の取締役会に13回開催のうち11回、監査役会に14回開催のうち12回それぞれ出席し、経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	竹 岡 八重子	当事業年度開催の取締役会に13回開催のうち12回、監査役会に14回開催のうち14回それぞれ出席し、弁護士としての専門的な観点から発言を行っております。
	大 庭 四志次	当事業年度開催の取締役会に13回開催のうち13回、監査役会に14回開催のうち14回それぞれ出席し、公認会計士としての専門的な観点から発言を行っております。

(注) 2018年5月に判明した当社岡崎製作所の一部の外国人技能実習生に対して外国人技能実習機構から認定を受けた技能実習計画に従った技能実習を行わなかった行為について、2019年1月に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、技能実習計画の認定取消し及び改善命令を受けました。宮永俊一氏、小林健氏、川口均氏及び軽部博氏並びに監査役永易克典氏、竹岡八重子氏及び大庭四志次氏は、同不正行為の事実を事前には認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、社内改革の実現に向け法令遵守などの視点に立った提言を行っております。同不正行為の事実が判明した後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。また、江上節子氏及び幸田真音氏は、同不正行為が行われていた時点では当社の取締役の地位にありませんでしたが、取締役就任後は、取締役会等において、社内改革の実現に向け法令遵守などの視点に立った提言を行っており、その職責を果たしております。

## ③ 責任限定契約の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産		負債及び純資産	
(資産の部)	2,010,309	(負債の部)	1,129,105
<b>流動資産</b>	<b>1,280,457</b>	<b>流動負債</b>	<b>923,267</b>
現金及び預金	500,924	支払手形及び買掛金	391,785
受取手形及び売掛金	126,398	電子記録債務	50,311
販売金融債権	294,423	短期借入金	44,419
商品及び製品	175,052	コマーシャル・ペーパー	50,800
仕掛品	18,553	長期借入金(1年以内に返済予定)	50,377
原材料及び貯蔵品	40,803	リース債務	777
短期貸付金	681	未払金及び未払費用	196,695
その他	125,410	未払法人税等	11,352
貸倒引当金	△1,790	製品保証引当金	48,915
		燃費試験関連損失引当金	3,758
		その他	74,072
<b>固定資産</b>	<b>729,852</b>	<b>固定負債</b>	<b>205,838</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>(452,517)</b>	長期借入金	83,122
建物及び構築物	106,095	リース債務	1,499
機械装置及び運搬具	131,431	繰延税金負債	20,018
工具器具備品	61,482	退職給付に係る負債	51,615
土地	116,201	その他	49,582
建設仮勘定	37,306		
<b>無形固定資産</b>	<b>(39,786)</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>881,203</b>
無形固定資産	39,786	<b>株主資本</b>	<b>945,818</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>(237,548)</b>	資本金	284,382
投資有価証券	93,328	資本剰余金	200,072
長期貸付金	5,115	利益剰余金	463,092
退職給付に係る資産	5,033	自己株式	△1,728
繰延税金資産	58,772	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△74,033</b>
その他	81,724	その他有価証券評価差額金	7,353
貸倒引当金	△6,426	繰延ヘッジ損益	652
		為替換算調整勘定	△61,281
		退職給付に係る調整累計額	△20,758
		<b>新株予約権</b>	<b>356</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>9,062</b>
<b>合計</b>	<b>2,010,309</b>	<b>合計</b>	<b>2,010,309</b>

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	2,514,594
売上原価	2,057,340
売上総利益	457,254
販売費及び一般管理費	345,439
営業利益	111,815
営業外収益	(26,694)
受取利息・配当金	6,692
持分法による投資利益	17,005
その他	2,996
営業外費用	(18,659)
支払利息	3,709
外国為替差損	6,909
訴訟関連費用	1,996
その他	6,043
経常利益	119,850
特別利益	(4,877)
固定資産売却益	656
投資有価証券売却益	1
燃費試験関連損失引当金戻入額	2,922
段階取得に係る差益	1,081
その他	216
特別損失	(6,376)
固定資産除却損	2,508
減損損失	854
災害による損失	2,216
その他	795
税金等調整前当期純利益	118,352
法人税、住民税及び事業税	22,576
過年度法人税等	△761
法人税等調整額	△38,458
当期純利益	134,996
非支配株主に帰属する当期純利益	2,124
親会社株主に帰属する当期純利益	132,871

# 計算書類

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産	
(資産の部)	1,114,419
<b>流動資産</b>	<b>558,532</b>
現金及び預金	153,918
売掛金	178,025
製品	36,281
仕掛品	17,312
原材料及び貯蔵品	16,273
前払費用	2,308
短期貸付金	79,583
未収入金	62,796
その他	13,187
貸倒引当金	△1,155
<b>固定資産</b>	<b>555,886</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>(250,330)</b>
建物	54,029
構築物	7,085
機械装置	51,606
車両運搬具	1,784
工具器具備品	39,711
土地	70,109
建設仮勘定	26,001
<b>無形固定資産</b>	<b>(34,424)</b>
無形固定資産	34,424
<b>投資その他の資産</b>	<b>(271,131)</b>
投資有価証券	24,376
関係会社株式	189,205
長期貸付金	7,532
関係会社出資金	16,393
保証金	5,926
長期前払費用	14,853
繰延税金資産	8,238
その他	5,790
貸倒引当金	△1,186
<b>合計</b>	<b>1,114,419</b>

負債及び純資産	
(負債の部)	519,551
<b>流動負債</b>	<b>493,502</b>
電子記録債務	49,408
買掛金	284,694
リース債務	665
未払金	91,788
未払費用	7,408
未払法人税等	1,078
預り金	13,466
製品保証引当金	25,732
燃費試験関連損失引当金	3,758
その他	15,502
<b>固定負債</b>	<b>26,048</b>
リース債務	1,121
預り保証金	1,643
退職給付引当金	9,503
資産除去債務	3,368
長期未払金	4,475
その他	5,936
(純資産の部)	594,867
<b>株主資本</b>	<b>587,231</b>
資本金	284,382
資本剰余金	203,938
資本準備金	118,680
その他資本剰余金	85,257
<b>利益剰余金</b>	<b>100,638</b>
利益準備金	5,605
その他利益剰余金	95,032
繰越利益剰余金	95,032
自己株式	△1,728
<b>評価・換算差額等</b>	<b>7,280</b>
その他有価証券評価差額金	7,280
<b>新株予約権</b>	<b>356</b>
<b>合計</b>	<b>1,114,419</b>



## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,999,428
売上原価	1,761,140
売上総利益	238,288
販売費及び一般管理費	227,651
営業利益	10,636
営業外収益	(67,483)
受取利息・配当金	65,164
その他	2,318
営業外費用	(13,807)
支払利息	86
外国為替差損	6,883
その他	6,837
経常利益	64,312
特別利益	(3,042)
固定資産売却益	107
燃費試験関連損失引当金戻入額	2,922
その他	12
特別損失	(4,697)
固定資産除却損	2,103
災害による損失	2,049
その他	544
税引前当期純利益	62,658
法人税、住民税及び事業税	3,472
法人税等調整額	4,435
当期純利益	54,750

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

三菱自動車工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室橋陽二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野友裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋田 毅 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武藤太一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱自動車工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

三菱自動車工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	室橋陽二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野友裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋田毅 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武藤太一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱自動車工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び使用人等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、以下の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (1) 取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。
- (2) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、技術センター及び製作所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員及び使用人等並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、以下の方法に基づき、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

- (1) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行については、事業報告に記載されているとおり、前代表取締役会長が当社が出資しているオランダ法人の一社から不正に金銭の支払いを受けていたことが判明しました。

監査役会としては、経営の健全性及び透明性確保に向けて一層の監督強化及び危機管理の徹底を図るとの会社の取り組みを注視してまいります。

上記を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

三菱自動車工業株式会社 監査役会

常勤監査役 白地 浩三 ㊟

常勤監査役 中村 義和 ㊟

社外監査役 永易 克典 ㊟

社外監査役 竹岡 八重子 ㊟

社外監査役 大庭 四志次 ㊟

以上

## 第50回定時株主総会会場ご案内略図

会場

東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間



交通

都営地下鉄三田線

① 御成門駅(A1出口)から徒歩1分

都営地下鉄浅草線・大江戸線

② 大門駅(A6出口)から徒歩7分

JR線・東京モノレール

③ 浜松町駅(北口)から徒歩10分

1. 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日午前9時から開場の予定です。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
4. 本年は株主懇談会は開催いたしませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
5. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



# 第50回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

## ■事業報告

当社の新株予約権等に関する事項	… 1
会計監査人の状況	… 2
業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況の概要	… 3

## ■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	…10
連結注記表	…11

## ■計算書類

株主資本等変動計算書	…20
個別注記表	…21

# 三菱自動車工業株式会社

本内容は、法令及び当社定款第13条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しているものです。  
(<https://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/stockinfo/meeting.html>)

## 当社の新株予約権等に関する事項 (2019年3月31日現在)

### 2018年度末日における新株予約権の状況

	発行年度	役員の保有状況		目的となる株式の種類及び数	発行価額 (1個当たり)	行使 価額	権利行使期間
第1回 新株予約権	2017年度	当社取締役 (社外取締役を除く) 5名	9,800個	普通株式 780,331株	41,200円	1円	2020年5月1日 ～2070年4月30日
第2回 新株予約権	2018年度	当社取締役 (社外取締役を除く) 2名	9,800個	普通株式 786,534株	41,200円	1円	2021年5月1日 ～2071年4月30日

## 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

### 2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	335百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	499

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク（米国）、三菱・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）ほか4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む。）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当社会計監査人に対する2018年度監査報酬は妥当と判断いたしました。

### 4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して計算書類等の英文翻訳の確認作業を委託し、その対価を支払っております。

### 5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

## **業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要**

### **1 業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループの社員が、未来を向き、同じ考えを共有し、一丸となって行動していただけるように、ビジョン・ミッションを制定しています。そして、ビジョンを実現するためのミッションに向けて社員一人ひとりが実践しなければならない心構えと行動としてのMMC WAY、さらに、これらの基礎となり、全ての役員・社員が守るべき規範としてグローバル行動規範を制定しています。

また、業務の適正を確保するための体制を整備するため取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下の通り決議しています。

#### **「内部統制システム構築に関する基本方針」**

##### **(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ①法令や定款、社会規範を遵守するために行動規範の制定、組織体制構築、教育・研修を実施するほか、内部通報窓口を設置するとともに、その情報を予防・是正・再発防止に活用する。
- ②会社の経営を監視するために社外取締役を選任する。
- ③内部監査部門は、当社の業務遂行が法令、定款、社内規定等に違反していないかについて厳しく監査する。問題点が発見された場合は、関連する取締役等に報告し、以降の改善状況を定期的に確認する。
- ④会社法に基づく内部統制対応の中核組織として、CEOを委員長、グローバルリスクコントロール担当役員を副委員長とする内部統制委員会を設置する。

##### **(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ①業務上のリスクについては、取締役会や経営会議への付議基準をそれぞれ取締役会規則、経営会議規則において明確に定め、それに基づき運用する。
- ②各部門等の組織単位でリスク管理の責任者を任命し、この責任者を核にリスク管理体制の確立・強化を図る。
- ③リスク管理推進担当組織を設置し、全社的なリスク管理体制の整備・強化に努める。
- ④不測の事態が発生した場合に備え、速やかに当社の取締役等へ情報を伝え、迅速で的確な対応ができるよう体制を整備する。

### **(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 全社的な経営計画を定め、その実現に向けた各機能組織の具体的な業務目標と執行方法を明確にし、取締役が定期的実施状況の報告を受け、経営効率の維持・向上を図る。
- ② 取締役の責任・権限を明確にし、取締役会規則及び経営会議規則等に基づき、取締役会や経営会議等の効率的な業務執行を行う。
- ③ 組織の指揮命令系統を一本化し、効率的な組織運営・業務執行を行う体制を整備し、当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
- ④ 当社の意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い権限基準を整備する。

### **(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

社内規定等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子データとして作成し、管理責任者を定め、情報の重要度に応じて、作成方法、保存方法、保存期間、複写・廃棄方法等を定め、適正に管理する。

### **(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 各当社子会社の主管組織、当社子会社管理に関する責任と権限、管理の方法等を社内規定等により定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。
- ② 当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対する指導・管理等を通じて、当社子会社の役職員による法令及び定款に則った適正な業務遂行、当社の定める行動規範の遵守、及び業務監査の体制整備・充実を図る。
- ③ 当社子会社の規模・業態等に応じ、当社子会社に対するリスク管理の実施の指導等を通じて、当社子会社におけるリスク管理体制の整備・強化に努める。
- ④ 当社子会社の規模・業態等に応じ、関係会社管理業務規則その他の社内規定等に従った当社子会社の指導、管理等を通じて、当社子会社の強化、発展及び合理化の促進を図る。
- ⑤ 当社子会社の事業、業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への事前又は事後の説明・報告が行われるよう関係会社管理業務規則その他の社内規定等を整備する。
- ⑥ 当社及び当社子会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織・社内規定等を整備する。

### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補佐するための組織を設け、専任者を配置する。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令を受けてその職務を遂行する。
- ② 監査役の職務を補佐するための専任者の人事異動については、事前に監査役の意見を徴する。また、当該専任者の評価は、監査役が実施する。

**(8) 取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、当社の取締役会その他の重要な会議に出席する。
- ② 経営、コンプライアンス等に係る当社及び当社子会社内の重要情報が確実に監査役に提供される仕組みを整備し、運用を徹底する。
- ③ 当社及び当社子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

**(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に対して直接又は間接的に報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底する。

**(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(11) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、CEOとの定期的な意見交換を行い、また内部監査部門や会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた体制**

当社及び当社子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

## 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、毎事業年度において内部統制の運用実施部門における活動が自律的に実施され、必要に応じ改善が図られることを、内部統制委員会及び取締役会で確認しています。具体的な運用状況の概要は以下の通りです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、グローバルな活動を視野に、グローバル行動規範を制定し、グローバルリスクコントロール担当役員の下、各本部で任命されたコンプライアンス・オフィサーを通して法令、社内規定、社会規範等を遵守する取組みを浸透させる体制を構築・実践し、発生事案に対する再発防止策に取り組んでいます。そして、これらの取組みは、年に2回開催するコンプライアンス委員会にて、グローバルリスクコントロール担当役員を含めた各コンプライアンス・オフィサー間で共有し未然防止に役立てています。2018年度には5月に判明した外国人技能実習生に対して技能実習計画に従った技能実習を行わせていなかった問題を踏まえ、当社業務に関係する法令の再調査を行い、結果をコンプライアンス委員会にて確認・共有しました。尚、2018年度においては、国内10社、海外9社の関係会社においても同様にコンプライアンス・オフィサーと情報セキュリティ管理責任者を設置し、情報セキュリティを含むコンプライアンスリスクを低減する運用を開始しました。教育・研修の面においては、コンプライアンス部、人事部門が中心となり、当社新入社員、キャリア社員、昇進者等、階層別にコンプライアンス教育を実施し、当社全社員向けには、情報セキュリティや時間外・休日労働時間などの教育をe-Learningにて行っています。特に2018年度からは、ハラスメント教育に力を入れ、まずは管理職を中心に意見交換を含めたグループワーク研修を実施しました。また、国内外の主要関係会社では、各社独自の課題に対する教育や指導を各社で適宜行っております。そして、不正の防止・早期発見及び自浄作用の発揮のために、当社従業員及び国内関係会社従業員が相談することができる社内相談窓口（社員相談室）、及び外部弁護士が対応する社外相談窓口を設置しています。2018年度には、三菱自動車及び国内外の主要関係会社の従業員が利用できる「三菱自動車グローバル内部通報窓口」を新たに設置しました。この新しい通報窓口は、従業員が通報しやすいよう、社外の専門会社に設置し、匿名通報の受付も可能としています。また、三菱自動車本社が関係会社の通報内容も確認できる仕組みとし、グループ全体のリスクを把握・管理する体制を構築し運用しています。
- ・ 取締役会は6名の社外取締役を含む8名で構成され、社外取締役は、それぞれの豊富な経験及び高い見識に基づき、取締役会における経営の意思決定及び個々の取締役の職務の執行をより客観的に監視・監督しています。2018年度には12月に任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役、執行役員等の指名及び報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保に努めています。
- ・ 独立性の確立とグローバル対応を含めた監査範囲の拡大、経営上の重要事項解決への支援、並びに経営上必要な調査対応への迅速化を図るため、CEO直下の監査本部にて監査を実施し、監査役、会計監査人とも適宜情報の共有を図っています。

- ・CEOを委員長、グローバルリスクコントロール担当役員を副委員長とする内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会（含む安全保障関連法規遵守委員会）、情報セキュリティ委員会、リスク管理委員会、J-SOX推進会議を設置し、各活動の計画、実施状況、課題を確認し、内部統制委員会に報告・審議の上、取締役会に報告しています。

## **(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ・当社は、社内規則に基づき、関係会社を含む全社的なリスク管理推進担当組織を設置し、リスク調査や関係役員へのヒアリングを行い洗い出した全社的リスクに対して、担当する管理責任者を決定しリスク低減の取組みを実施、また、本部等組織単位でリスク管理責任者を任命し、担当業務に関わるリスクの洗い出しから低減に向けた活動を行っています。これらの取組みや活動の実施状況をリスク管理委員会にて確認しています。
- ・不測の事態の発生に備えて、社内規則に基づき、緊急時の対策本部組織及び対応要領を規定し、速やかに取締役等への情報伝達を行い、迅速で的確な対応ができる体制を整備し運用しています。

## **(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、経営効率の維持・向上を図るため社内規則に基づき、中長期経営計画及び年度経営計画を取締役会等で決議の上、定期的実施している経営会議やORM（Operation Review Meeting）で実施状況のフォローを行っています。また、意思決定の効率化と責任の明確化のため、各階層に対する詳細な権限委譲規定を制定しました。さらに、効率的な業務執行を行うため、機能毎に配した執行責任者の下、組織のフラット化と階層の簡素化を実施しています。

## **(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、取締役会関連文書等の情報の保管・保存について適正な管理を推進するために、社内規定に基づき文書の管理責任者を定め取締役会関連文書等の情報の保管・保存について適正な管理を推進しています。

## **(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・当社は、主要関係会社においても、各社社長もしくはCEOを委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制の運用を行っています。また、社内規則に基づき、それぞれの関係会社に対する第一次管理担当部門、及び全社横断的な管理を行う第二次管理担当部門を定めるとともに、生産、開発、購買、財務、IT等各機能部門がその役割に応じて第一次及び第二次管理担当部門をサポートする体制を整備し、関係会社に対して、その強化、発展及び合理化の促進のため様々な指導・管理を行っています。
- ・当社は、子会社の重要情報について当社へ適時適切な報告が行われるよう社内規則を整備し、これに則った運用を推進しています。
- ・当社は、財務報告の適正性を確保するため、社内規則に基づき、当社及び関係会社の体制整備、評価範囲、評価対象会社の評価状況、改善状況等のフォロー・取りまとめを行う専門の組織を設置し運用しています。



**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、社内規定に基づき、監査役の職務を補佐するための組織を設置し、他部署を兼務しない専任スタッフを配置しています。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社の監査役の職務を補佐するための専任スタッフは、もっぱら監査役の指揮命令により、その職務を遂行し、また専任スタッフの人事異動は監査役の同意の下で実施し、専任スタッフの人事評価は監査役が実施しています。

**(8) 取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制**

- ・ 当社の監査役は、社内規定に基づき、当社の取締役会その他重要な会議に出席しています。
- ・ 当社は社内規定に基づき当社及び当社子会社の重要情報が確実に監査役に提供される体制を整備・運用しています。また法令に定める文書又は記録を監査役に提出するほか、監査役が必要と認めた文書又は記録の請求がある場合には速やかに対応しています。

**(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社の監査役に対して直接又は、間接的に報告を行った当社及び当社子会社の役員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、これをグローバル行動規範、及び社内規定に定めています。当社は、この規定をイントラネットに掲載し、当社及び当社子会社の役員への周知を図っています。

**(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用に対応するため、監査役からの申請に基づき毎事業年度一定額の予算を確保しています。また、その後追加的に必要になった費用について請求があった場合も、当社が速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

**(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査役は、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、年度監査計画に基づき、適宜、CEOとの意見交換を行うとともに、内部監査部門等及び会計監査人と定期ミーティングを実施する等の連携を図っております。また、監査役会とは別に、監査役特別監査活動を定期的実施しています。

## (12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、グローバル行動規範において、反社会的勢力との関係を遮断することを規定しています。また、当社及び当社国内子会社では、対応マニュアルを整備の上、全役職員への周知を図っています。

# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	284,382	203,938	363,382	△220	851,482
会計方針の変更による累積的影響額			△2,386		△2,386
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	284,382	203,938	360,995	△220	849,096
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△29,783		△29,783
親会社株主に帰属する当期純利益			132,871		132,871
自己株式の取得				△1,507	△1,507
連結範囲の変動			△991		△991
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3,866			△3,866
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	△3,866	102,097	△1,507	96,722
当連結会計年度期末残高	284,382	200,072	463,092	△1,728	945,818

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	7,158	526	△59,966	△18,232	△70,514	106	15,487	796,562
会計方針の変更による累積的影響額								△2,386
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	7,158	526	△59,966	△18,232	△70,514	106	15,487	794,176
当連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△29,783
親会社株主に帰属する当期純利益								132,871
自己株式の取得								△1,507
連結範囲の変動								△991
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△3,866
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	195	126	△1,315	△2,525	△3,519	249	△6,424	△9,694
当連結会計年度変動額合計	195	126	△1,315	△2,525	△3,519	249	△6,424	87,027
当連結会計年度期末残高	7,353	652	△61,281	△20,758	△74,033	356	9,062	881,203

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 36社

主要な連結子会社の名称

関東三菱自動車販売株式会社、パジェロ製造株式会社、ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク、ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・プイ、ミツビシ・モーターズ（タイランド）・カンパニー・リミテッド、ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド 他

連結範囲の変更

前連結会計年度まで持分法適用関連会社であったMMCダイヤモンドファイナンス株式会社については、当連結会計年度において株式の追加取得を行ったため、連結の範囲に含めております。

また、非連結子会社であったミツビシ・モーターズ・デ・メヒコ・エスエー・デ・シーブイは重要性が増したことにより、連結の範囲に含めております。

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社MMCウイング 他

連結の範囲から除いた理由

上記を含む非連結子会社等は総資産・売上高・当期純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 20社

主要な会社等の名称

ジャトコ株式会社、ミツビシ・モーターズ・ベトナム・カンパニー・リミテッド、广汽三菱汽车有限公司 他

持分法適用範囲の変更

前連結会計年度まで持分法適用関連会社であったMMCダイヤモンドファイナンス株式会社については、当連結会計年度において株式の追加取得を行ったため、持分法適用関連会社から除外し、連結の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

株式会社MMCウイング 他

(関連会社)

ダイヤモンドF.C.パートナーズ株式会社 他

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は当期純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社のうち決算日（12月31日）が連結決算日（3月31日）と異なる連結子会社は、3月31日に仮決算を行い連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ii) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法（特例処理した金利スワップを除く）

(iii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、又は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用し、在外連結子会社は主として個別法による低価法を採用しております。

## ② 固定資産の減価償却の方法

### (i) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法又は定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、当社は見積耐用年数を使用し、国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっています。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としております。

### (ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。在外連結子会社は主として利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

### (iii) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## ③ 引当金の計上基準

### (i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (ii) 製品保証引当金

当社及び国内連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。

在外連結子会社は、製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。

### (iii) 燃費試験関連損失引当金

燃費試験に関連した損失に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積ることが可能な金額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(i) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(ii) ヘッジ会計の方法

為替予約 繰延ヘッジ処理（予定取引に係るもの）

金利スワップ 繰延ヘッジ処理又は金融商品に関する会計基準に定める特例処理

(iii) 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(iv) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(v) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

在外連結子会社

### (1) 「金融商品」 (IFRS第9号)

北米子会社を除き「金融商品」(IFRS第9号)を当連結会計年度の期首から適用しております。

これにより、金融商品の分類及び測定方法を見直し、金融資産について予想信用損失モデルによる減損を認識しております。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用し、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

### (2) 「顧客との契約から生じる収益」 (IFRS第15号及びASC第606号)

「顧客との契約から生じる収益」(IFRS第15号及びASC第606号)を当連結会計年度の期首から適用しております。

これにより、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用し、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高は2,386百万円減少しております。なお、当連結会計年度に与える損益影響は軽微であります。

また、顧客に対する一部の支払について、従来、販売費及び一般管理費として会計処理していたものを、当連結会計年度から売上高から控除しております。従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書において、売上高が54,447百万円減少し、販売費及び一般管理費が54,447百万円減少しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。



#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
販売金融債権	56,659百万円
有形固定資産	18,782百万円
その他	2,412百万円
計	77,853百万円

② 担保に係る債務	
短期借入金及び長期借入金(含む1年以内に返済予定)	54,858百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 884,177百万円

(3) 保証債務等の残高

① 保証先	
ピーティアー・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・セー ルス・インドネシア	6,696百万円
エムエムディー・オートモービル・ジーエムビーエイチ	3,469百万円
エム・モーターズ・オートモービルズ・フランス・エス・ エー・エス	2,202百万円
ミツビシ・モーター・オートモービル・シュバイツ・エー ジー	1,066百万円
ピーシーエムエー・ルス・エルエルシー	252百万円
従業員	376百万円
計	14,063百万円

② 売掛金債権流動化に伴う遡及義務 1,632百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

    普通株式 1,490,282,496株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	14,900	10.0	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月6日 取締役会	普通株式	14,883	10.0	2018年9月30日	2018年12月4日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,883	10.0	2019年3月31日	2019年6月24日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行い、また、必要な資金については主に銀行借入により調達しております。デリバティブは、金利変動リスクや為替変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、外貨建て営業債権については、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て営業債務をネットしたポジションの一部について先物為替予約等を利用しヘッジしております。

投資有価証券は、その一部が市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払い期日であります。その一部には外貨建てのものがありますが、原則として外貨建て営業債権とポジションをネットして対応しております。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。このうちの一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用することがあります。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップ特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、当社グループ各社間における貸付金・借入金のうち、一部は為替変動リスクに晒されておりますが、その一部に対してデリバティブ取引をヘッジの手段として利用することがあります。

デリバティブ取引の執行・管理については、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
① 現金及び預金	500,924	500,924	—
② 受取手形及び売掛金	126,398	126,398	—
③ 販売金融債権	294,423	288,537	△5,886
④ 投資有価証券	20,252	20,252	—
資産計	942,000	936,113	△5,886
① 支払手形及び買掛金	391,785	391,785	—
② 電子記録債務	50,311	50,311	—
③ 短期借入金	44,419	44,419	—
④ 長期借入金	133,500	133,574	74
⑤ 未払金及び未払費用	196,695	196,695	—
⑥ コマーシャル・ペーパー	50,800	50,800	—
負債計	867,513	867,587	74
デリバティブ取引(*)	△756	△756	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは正常営業循環過程による債権であり、主として短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 販売金融債権

販売金融債権の時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

① 支払手形及び買掛金、② 電子記録債務、③ 短期借入金、⑤ 未払金及び未払費用、⑥ コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております。

(注) 2 非上場株式及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額 73,076百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④ 投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	585円75銭
1株当たり当期純利益金額	89円26銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本 準備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計			
当年度期首残高	284,382	118,680	85,257	203,938	5,605	65,700	71,305	△220	559,406	
会計方針の変更による 累積的影響額						4,365	4,365		4,365	
遡及処理後当年度期首残高	284,382	118,680	85,257	203,938	5,605	70,065	75,671	△220	563,771	
当年度中の変動額										
剰余金の配当						△29,783	△29,783		△29,783	
当期純利益						54,750	54,750		54,750	
自己株式の取得								△1,507	△1,507	
株主資本以外の項目の 当年度中の変動額(純額)										
当年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	24,967	24,967	△1,507	23,459	
当年度期末残高	284,382	118,680	85,257	203,938	5,605	95,032	100,638	△1,728	587,231	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当年度期首残高	7,112	7,112	106	566,625
会計方針の変更による 累積的影響額				4,365
遡及処理後当年度期首残高	7,112	7,112	106	570,991
当年度中の変動額				
剰余金の配当				△29,783
当期純利益				54,750
自己株式の取得				△1,507
株主資本以外の項目の 当年度中の変動額(純額)	167	167	249	416
当年度中の変動額合計	167	167	249	23,875
当年度期末残高	7,280	7,280	356	594,867

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数については、見積耐用年数を使用しており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・構築物

3年～60年

機械装置・車両運搬具

3年～17年

工具器具備品

2年～20年

（少額減価償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - ③ リース資産  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
  - ④ 長期前払費用  
期間内均等償却を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 製品保証引当金  
製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上しております。
  - ③ 燃費試験関連損失引当金  
燃費試験に関連した損失に備えるため、当年度末において合理的に見積ることが可能な金額を計上しております。
  - ④ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌年度から費用処理することとしております。  
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (4) ヘッジ会計の方法  
為替予約  
繰延ヘッジ処理（予定取引に係るもの）
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

- (6) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）を当年度より適用し、子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は4,365百万円増加しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

未収入金(注)1	1,156百万円
投資有価証券(注)2	46百万円
計	1,202百万円

(注)1 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定しております。

(注)2 水島エコワークス株式会社の借入金に対して担保を供しております。

なお、当社において担保に係る債務はありません。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 583,333百万円



(3) 保証債務等の残高

① 保証債務

保証先

ピーティー・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・セ  
ールス・インドネシア 6,696百万円

エムエムディー・オートモービル・ジーエムビーエイチ 3,469百万円

エム・モーターズ・オートモービルズ・フランス・エス・  
エー・エス 2,202百万円

ミツビシ・モーター・オートモービル・シュバイツ・エ  
ージー 1,066百万円

ピーシーエムエー・ルス・エルエルシー 252百万円

従業員 376百万円

---

計

14,063百万円

② 売掛金債権流動化に伴う遡及義務

2,147百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 251,570百万円

長期金銭債権 7,028百万円

短期金銭債務 136,894百万円

長期金銭債務 579百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 1,536,497百万円

仕入高 709,264百万円

営業取引以外の取引高 65,477百万円

(2) 研究開発費の総額

124,652百万円

### (3) 減損損失

当年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

#### ① 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
京都府京都市等	遊休資産	機械装置、工具器 具備品等	365

#### ② 資産のグルーピングの方法

生産用資産、賃貸用資産及び遊休資産に区分し、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っております。

#### ③ 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

#### ④ 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により算定しており、他への売却等が実質困難な遊休資産については、正味売却価額を零として評価しております。

#### ⑤ 減損損失の金額

減損損失365百万円は特別損失の「その他」に計上しており、その主な内訳は次のとおりです。

機械装置	322百万円
工具器具備品	41百万円
その他	1百万円
計	365百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

1,969,401株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	224,265百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	708百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,707百万円
関係会社株式等評価損否認	111,086百万円
買掛金（保証工事費用）	14,283百万円
製品保証引当金	7,791百万円
燃費試験関連損失引当金	1,138百万円
その他	28,234百万円

---

繰延税金資産小計	409,216百万円
----------	------------

評価性引当額	△396,495百万円
--------	-------------

---

繰延税金資産合計	12,721百万円
----------	-----------

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,161百万円
--------------	-----------

その他	△1,321百万円
-----	-----------

---

繰延税金負債合計	△4,482百万円
----------	-----------

---

繰延税金資産の純額	8,238百万円
-----------	----------

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	三菱商事(株)	直接 9.25 間接 10.77	製品等の販売及び原材料の購入	製品等の販売 (注) 1	389,509	売掛金	13,394

### (2) 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド	直接 100.0 間接 0.00	製品等の販売及び製品等の購入	製品等の購入 (注) 2	504,469	買掛金	56,574
子会社	ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	直接 100.0 間接 0.00	製品等の販売	製品等の販売 (注) 1	206,491	売掛金	1,520
子会社	ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	直接 100.0 間接 0.00	製品等の販売	製品等の販売 (注) 1	166,205	売掛金	22,100
子会社	ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ	直接 100.0 間接 0.00	製品等の販売	製品等の販売 (注) 1	114,412	売掛金	41,004
子会社	ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション	直接 100.0 間接 0.00	製品等の販売	製品等の販売 (注) 1	96,255	売掛金	28,348
子会社	MMCダイヤモンドファイナンス(株)	直接 100.0 間接 0.00	当社製品の販売 金融の為の貸付	資金の貸付 (注) 3	77,500	短期貸付金	77,500
子会社	ピーティ・ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・インドネシア	直接 51.00 間接 0.00	資金の援助及び 製品等の販売	資金の回収	13,006	短期貸付金 長期貸付金	1,421 5,684
関連会社	ジヤトコ(株)	直接 15.04 間接 0.00	部品の購入	部品の購入 (注) 4	86,538	電子記録債務	19,313

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 製品等の販売価格については、市場価格、総原価を勘案し、検討・交渉の上決定しております。
- (注) 2 製品等の購入価格については、提示された見積原価、現行製品等の価格及び各製品等の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上決定しております。
- (注) 3 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注) 4 部品の購入価格については、提示された見積原価、現行部品の価格及び各部品の市場価格から算定した価格を基に、検討・交渉の上決定しております。

**9. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額

399円45銭

1株当たり当期純利益金額

36円78銭

**10. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。